

学校感染症における出席停止について

下記の病気と診断されたときは、学校保健安全法の規定により出席停止といたしますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。

なお、登校時には下記の治癒証明書をクラス担任に提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く）→別資料(療養報告書)参照	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、又は舌下線の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
第 3 種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 5 類	※略称「感染症法」（平成 10 年法律第 114 号）における第 5 類 新型コロナウイルス感染症 → 別資料(療養報告書)参照	発熱した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで

* 出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

治 癒 証 明 書

群馬県立伊勢崎工業高等学校長 あて

年 組 番 氏名

上記の生徒は学校感染症の（ ）が治癒しましたので、

年 月 日より登校可能と判断いたします。

年 月 日 医療機関名

医 師 名

印

学校記入欄

(*出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)